

社会福祉施設等調査の実施に対し、よくいただくお問い合わせについて、Q&A形式でまとめました。

Q. 社会福祉施設等調査は、どのような調査なのか。

A. 社会福祉施設等調査は、全国の社会福祉施設等及び障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所の数、在所者、従事者の状況等を明らかにするため、昭和31年から毎年実施している調査です。この調査結果が社会福祉行政の施策推進のための基礎資料となります。調査の趣旨をご理解の上、ご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. 調査に協力しないといけない法的義務はあるのですか。

A. 法的義務はありませんが、統計法に基づく一般統計調査として総務省の承認を受けて、厚生労働省が実施する調査です。調査の結果は、福祉人材確保対策や老人、児童、障害関係等の制度改正等、社会福祉行政推進のための基礎資料となりますので、調査へのご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. 抽出調査になったとのことですが、なぜ自分のところが調査対象となったのですか。

A. この調査は、平成29年調査まで「全数調査」を行っていましたが、平成30年調査より一部の施設・事業所に調査を行い、その結果で全体の状況を推計する「標本調査」という方法で実施しております。

具体的には、一部のサービス（※1）については、統計理論に基づいた「層化無作為抽出（※2）」という方法で調査対象施設・事業所を選びました。選ばれた施設・事業所の状況により、全国の状況を推計することとなりますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。

※1 抽出対象サービスは、保育所、有料老人ホームとなります。この2サービスを選定したのは、サービス毎に検証を行った結果、統計精度が確保され、被調査者の負担軽減及び調査事務の効率化が期待できると判断したためです。

※2 全国の施設・事業所を、規模（定員）及び都道府県別のグループに分け、一切の主観的な判断や作為をまじえず、確率的に抽出を行っています。

なお、調査対象となる施設・事業所については、毎年、無作為に抽出しますので、来年も調査対象となる可能性がございます。その際は調査へのご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. 基準該当事業所も調査の対象となるのですか。

A. 同一法人、同一サービスで、指定事業所と基準該当事業所の両方がある場合は、指定事業所のみが調査対象となります。

同一法人、同一サービスで、基準該当事業所のみを運営しており、指定事業所がない場合は、基準該当事業所が調査対象となります。

Q. (保護施設・老人福祉施設等調査票、児童福祉施設等調査票における)
「在所者数」の「被措置者」とは何ですか。

A. 法律の定める手続き(行政の関与)による入所者をいいます。

Q. (保育所・地域型保育事業所調査票、幼保連携型認定こども園調査票における)
「第三者評価」とは何ですか。

A. 福祉サービスの質の向上を目的として、事業者・利用者以外の第三者機関が評価を行い、その結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に役立つ情報を提供するものです。法令が求める最低基準を満たしているか否かを確認する監査とは異なります。

Q. 今年、事業所を廃止する予定だが調査の対象となるのですか。

A. 「事業廃止届出書」の廃止日が9月30日までの場合、調査票の活動状況の「3廃止」を○で囲み、以降の記入は不要です。

ただし、事業譲渡等により同一の事業所番号で引き続きサービスを継続する場合は、調査票の活動状況の「1活動中」を○で囲み、回答ページへの記入をお願いします。

なお、廃止日が10月1日以降であったり、「事業廃止届出書」が未提出の場合は、調査対象となりますので、調査へのご協力をいただきますようお願いいたします。